

平成27年 第3回臨時会

大 樹 町 議 会 会 議 録

平成27年 5月15日 開会

平成27年 5月15日 閉会

大 樹 町 議 会

平成27年第3回大樹町議会臨時会会議録（第1号）

平成27年5月15日（金曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第46号 監査委員の選任について
- 第 6 議案第47号 監査委員の選任について
- 第 7 議案第48号 副町長の選任について
- 第 8 議案第49号 教育長の任命について
- 第 9 議案第50号 大樹町税条例等の一部改正について
- 第10 議案第51号 大樹町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第11 議案第52号 平成27年度大樹町一般会計補正予算(第1号)について
- 第12 議案第53号 川南第2団地2・3号棟新築工事（建築主体）及び外構工事請負契約の締結について
- 第13 議案第54号 財産の取得について
- 第14 議案第55号 財産の取得について
- 第15 議案第56号 財産の取得について

○出席議員（12名）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 船戸健二 | 2番 齊藤徹 | 3番 杉森俊行 |
| 4番 松本敏光 | 5番 西田輝樹 | 6番 菅敏範 |
| 7番 高橋英昭 | 8番 安田清之 | 9番 志民和義 |
| 10番 阿部良富 | 11番 柚原千秋 | 12番 鈴木千秋 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	酒森正人	総務課長	松木義行
企画課長兼 商工観光課長兼 地場産品研究センター所長	黒川豊	町民課長兼 税務課長	林英也

保健福祉課長	村田 修	農林水産課長兼 町営牧場長	瀬尾 裕信
建設課長	小森 力	水道課長兼 大樹下水終末 処理場長	鈴木 敏明
会計管理者兼 出納課長	高橋 教一	病院事務長	伊勢 徹則
特別養護老人 ホーム所長兼老 人デイサービス センター所長	瀬尾さとみ	教育委員長	辻本 正雄
教 育 長	小林 文雄	学校教育課長兼 学校給食セン ター 所長	吉岡 信弘
社会教育課長兼 図書館長	角倉 和博	農業委員会長	鈴木 正喜
事務局長	森 博之	代表監査委員	澤尾 廣美

○本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	山下次男	係 長	鎌塚喜代美
事務生	阿部まゆみ		

開議 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより、平成27年第3回大樹町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

4番 松本敏光君

5番 西田輝樹君

6番 菅敏範君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員長安田清之君。

○安田清之議会運営委員長

議会運営委員会報告。

5月14日午後4時より運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程及び会期等について協議いたしましたので、ご報告申し上げます。

本臨時会への提出案件は、人事案件4件、税条例の一部改正2件、補正予算1件、請負契約の締結1件、財産取得3件であります。

よって、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日1日といたしました。

以上、委員会での協議報告を申し上げますが、本臨時会の議事が円滑に行われるよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長

日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決しました。

◎日程第4 行政報告

○議長

日程第4 行政報告を行います。

酒森町長。

○酒森町長

それでは、平成27年3月4日開会の第1回町議会定例会以降の行政の主なものについてご報告を申し上げます。

1番目のとちぎ広域消防事務組合の設立についてということで、消防力の強化や財政負担の軽減を図るため、平成21年度から進めてまいりました消防広域化につきまして、4月10日に北海道知事に事務組合の設立許可の申請を行っておりましたが、5月1日に設立が許可されております。

今年度につきましては、来年4月1日の消防業務の広域化の開始に向けた準備が今後進められることとなります。

2番目の要望、要請についてですが、4月21日と22日に、航空宇宙関係で、内閣府の宇宙戦略室長やJAXA理事長、防衛省の航空整備研究所長などに面談し、情報交換と本町の取り組みへの支援協力について要請をしております。

3番目の地震・津波避難訓練の実施についてですが、去る3月17日、7行政区を対象に、157名が参加され、実施をしております。赤十字奉仕団や漁協女性部による炊き出しのほか、消防団や広尾警察署、幕別町にも協力をいただきながら、地震・津波発生時の避難対応の再確認を行っておりますが、今後につきましても定期的に訓練を実施しながら、災害への備えを強化をしております。

4番目の航空宇宙関連ですが、4月29日、宇宙交流センターSORAのオープンにあわせ、宇宙ワークショップを開催しております。町内外から親子連れ60人が参加し、パラシュートの作製や落下実験などを行い、大変好評でありました。なお、宇宙交流センターSORAにつきましては、11月3日までの開館を予定しております。

5番目の大樹高校の入学者数ですが、44名となり、関係各位のご尽力により、2間口を維持することができました。地元からの進学率は61.9%、昨年よりも下がっておりますが、今後も関係機関と連携を図りながら、高校の存置と魅力向上に取り組んでまいりたいと考えております。

6番目の地域おこし協力隊の委嘱についてですが、本年度、2名を新たに採用し、再任者を含めて3名体制となりました。それぞれの知識や経験を生かして、子ども交流事業やまちの情報発信などに取り組んでいただいておりますので、ここで改めてご報告をさせていただきます。

7番目の農作物の生育状況についてですが、昨日、ゆとり農業推進会議による今年最初の作況調査が行われ、結果を別紙で添付をしております。2月末から3月上旬の降雪による影響が心配されましたが、秋まき小麦の生育や農作業、春作業については順調に進んでいるという結果となっております。

なお、作況調査につきましては、秋まで毎月2回実施されるということになっております。

8番目の財産の処分についてですが、昨年11月に公募を行いました尾田地域の教職員住宅について、中学校の校長住宅を売り払いをしております。売り払い価格の内訳は、建物価格が250万円、土地が坪2,500円程度で約60万円、土地の分筆費用が約9万円ということで、処分価格は319万2,000円となっております。

9番目の統一地方選挙の投票状況につきましては、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

10番目の入札執行関係ですが、工事請負契約が11件、業務委託契約が22件、物品購入契約10件の指名競争入札を執行し、それぞれ記載のとおりの内容で落札者と契約を締結をしておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

11番目の人事関係につきまして、3月31日と4月30日に退職者の発令を、4月1日付で5名の新規採用職員と、分掌替者の人事異動の発令を行っておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

12番目のその他でございますが、ここに来町者、会議出席等につきましてそれぞれ記載をしておりますので、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

続いて、辻本教育委員長。

○辻本教育委員長

それでは、教育委員会行政報告を申し上げます。

1点目でございますが、子ども農山漁村交流プロジェクトについて、南十勝長期宿泊体験交流協議会STEPによる体験活動の受け入れを行っております。

1点目、春休み宿泊体験活動、大樹開拓キャンプ、3月26日から28日、2泊3日で行っております。十勝管内の小学生14名が参加しております。内容については記載のとおり

りでございますので、お目通しをいただきたいと思います。

続きまして、人事関係についてでございますが、分掌替者を2名行っております。

和田司主幹、学校教育課主幹、総務係長及び学校教育係長事務取扱。

また、坂下裕樹主事、学校教育課総務係兼学校教育係。新採用でございます。

また、学校給食センターにおかれましては2名、社会教育課3名、図書館3名となっております。後ほどお目通しをいただきたいと思います。

以上で、教育委員会の行政報告を終わります。

○議 長

続いて、鈴木農業委員会会長。

○鈴木農業委員会会長

農業委員会行政報告につきまして、ご報告申し上げます。

一つ、人事関係について。

平成27年4月1日発令の分掌替えについて記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、農業委員会行政報告を終わります。

○議 長

次に、ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

杉森俊行君。

○杉森俊行君

行政報告の1ページ目、地震・津波避難訓練の実施についての協力団体のところなのですが、私、浜大樹の消防隊の隊長をやっているのですけれども、旭浜もあると思うのですけれども、協力団体の中に浜大樹消防隊とか旭浜消防隊等の名前を入れてもらいたいのですけれども、いかがなものでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま行政報告をさせていただきました、3番目の地震・津波避難訓練の中で、協力団体に、ただいま杉森議員からご指摘のありました旭浜、浜大樹、それぞれの自衛消防組織というふうに、正式名称はあれですが、そういうところもご協力いただいていたということでもあります。記載が漏れていたこと、大変申し訳なく思っております、今後、きちんと記載をしていくように努めていきたいと思っております。ありがとうございます。失礼しました。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認め、以上で、行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第46号

○議長

日程第5 議案第46号監査委員の選任についての件を議題といたします。

齊藤徹議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退場を求めます。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました、議案第46号監査委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、監査委員の選任についてお願いでございます。

本町監査委員のうち、議会議員の中から選任されております高橋英昭氏は、本年4月30日をもって任期満了となりました。

したがって、後任といたしまして、齊藤徹氏を選任いたしたく、ご提案申し上げるところでございます。

ご承知のとおり、齊藤氏は、町議会議員として1期4年の実績があり、この間、広報広聴特別委員会、広報広聴常任委員会の委員長も歴任され、加えて、教育や福祉にも明るく、人格高潔で、行政にも精通されている方でございますので、ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

本案は、人事案件でありますので、大樹町議会運営基準第99条の規定により、討論を省略いたします。

これより、議案第46号監査委員の選任についてを採決いたします。

この採決は、大樹町議会会議規則第81条の規定により、無記名投票によって行います。議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長

ただいまの投票者数は10名であります。

お諮りします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に杉森俊行君、西田輝樹君を指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、立会人に杉森俊行君、西田輝樹君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議 長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議 長

異議なしと認めます。

これより投票を行います。

念のために申し上げます。

投票は、本案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、否とみなします。

投票用紙に可否を記載しましたら、議会事務局に点呼を命じ、議席番号と氏名を読み上げさせますので、これに応じて順次議長席に向かって右側から登壇し、投票願います。

それでは、点呼を命じます。

山下議会事務局長。

○山下議会事務局長

議席の番号と氏名を申し上げます。

1番、船戸健二議員。3番、杉森俊行議員。4番、松本敏光議員。5番、西田輝樹議員。6番、菅敏範議員。7番、高橋英昭議員。8番、安田清之議員。9番、志民和義議員。10番、阿部良富議員。11番、柚原千秋議員。

(投票)

○議 長

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

投票漏れなしと認めます。
これをもって、投票を終了いたします。
これより開票を行います。
杉森俊行君、西田輝樹君の立会をお願いいたします。

(開 票)

○議 長

投票の結果を報告いたします。
投票総数10票。そのうち、賛成8票、反対2票。
以上のとおり、賛成多数であります。
よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。
議場の閉鎖を解除いたします。

(議場開鎖)

◎日程第6 議案第47号

○議 長

日程第6 議案第47号監査委員の選任についての件を議題といたします。
暫時休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時30分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。
提出者から提案理由の説明を求めます。
酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました、議案第47号監査委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、監査委員の選任についてのお願いでございます。

本町監査委員のうち、識見を有する委員として選任されております澤尾廣美氏は、本年5月31日で任期満了となりますが、引き続き監査委員として選任いたしたく、ご提案を申し上げるところでございます。

澤尾氏は、現在74歳で、大樹漁業協同組合の参事、専務理事を長きにわたり務められ、平成19年から2期8年間、本町の代表監査委員を歴任されております。人格も高潔で、地

方公共団体の財務管理や事業の経営管理、行政運営にもすぐれた識見を有する方で、監査委員として適任者であると判断しているところでございますので、ご審議の上、ご同意くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

本案は、人事案件でありますので、大樹町議会運営基準第99条の規定により、討論を省略いたします。

これより、議案第47号監査委員の選任についてを採決いたします。

この採決は、大樹町議会会議規則第81条の規定により、無記名投票によって行います。議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議 長

ただいまの投票者数は11名であります。

お諮りします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に杉森俊行君、西田輝樹君を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、立会人に杉森俊行君、西田輝樹君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議 長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議 長

異議なしと認めます。

これより投票を行います。

念のために申し上げます。

投票は、本案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、否とみなします。

投票用紙に可否を記載しましたら、議会事務局長に点呼を命じ、議席番号と氏名を読み上げさせますので、これに応じて順次議長席に向かって右側から登壇し、投票願います。

それでは、点呼を命じます。

山下議会事務局長。

○山下議会事務局長

議席の番号と氏名を申し上げます。

1番、船戸健二議員。2番、齊藤徹議員。3番、杉森俊行議員。4番、松本敏光議員。5番、西田輝樹議員。6番、菅敏範議員。7番、高橋英昭議員。8番、安田清之議員。9番、志民和義議員。10番、阿部良富議員。11番、柚原千秋議員。

(投票)

○議長

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長

投票漏れなしと認めます。

これをもって、投票を終了いたします。

これより開票を行います。

杉森俊行君、西田輝樹君の立会をお願いいたします。

(開票)

○議長

投票結果を報告いたします。

投票総数は11票。そのうち、賛成11票、反対0票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、本件は、原案のとおり同意することに決しました。

議場の閉鎖を解除いたします。

(議場開鎖)

◎日程第7 議案第48号

○議長

日程第7 議案第48号副町長の選任についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました、議案第48号副町長の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、副町長の選任についてのお願いでございます。

本町の副町長につきましては、私が3月12日に辞職以降、空席となっておりますので、今回、新たに大樹町字振別146番地48にお住まいの布目幹雄氏を選任いたしたく、ご提案申し上げるものでございます。

布目氏は、現在60歳で、昭和48年から42年間、大樹町職員として勤務をされております。水道施設の整備や水道事業管理などを平成15年まで務め、その後、建設課、総務企画課を経て、平成21年から企画課長、平成26年から総務課長として、本年3月まで勤務され、定年により退職をしております。町職員としての長いキャリアの中で、行政全般に精通しておりますこと、町民や職員からの信望も厚く、行動力にも定評があることなどから、副町長として適任であると判断したものでございますので、ご審議の上、ご同意いただきますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

本案は、人事案件でありますので、大樹町議会運営基準第99条の規定により、討論を省略いたします。

これより、議案第48号副町長の選任について、採決をいたします。

この採決は、大樹町議会会議規則第81条の規定により、無記名投票によって行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議 長

ただいまの投票者数は11名であります。

お諮りします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に杉森俊行君、西田輝樹君を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、立会人に杉森俊行君、西田輝樹君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議 長

投票用紙の配付漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○議 長

配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議 長

異議なしと認めます。

これより投票を行います。

念のために申し上げます。

投票は、本案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、否とみなします。

投票用紙に可否を記載しましたら、議会事務局長に点呼を命じ、議席番号と氏名を読み上げさせますので、これに応じて順次議長席に向かって右側から登壇し、投票願います。

それでは、点呼を命じます。

山下議会事務局長。

○山下議会事務局長

議席の番号と氏名を申し上げます。

1番、船戸健二議員。2番、齊藤徹議員。3番、杉森俊行議員。4番、松本敏光議員。5番、西田輝樹議員。6番、菅敏範議員。7番、高橋英昭議員。8番、安田清之議員。9番、志民和義議員。10番、阿部良富議員。11番、柚原千秋議員。

(投票)

○議 長

投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○議 長

投票漏れなしと認めます。

これをもって、投票を終了いたします。

これより開票を行います。

杉森俊行君、西田輝樹君の立会をお願いいたします。

(開 票)

○議 長

投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票。そのうち、賛成 9 票、反対 2 票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

議場の閉鎖を解除いたします。

(議場閉鎖)

◎日程第 8 議案第 49 号

○議 長

日程第 8 議案第 49 号教育長の任命についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました、議案第 49 号教育長の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、教育長の任命についてお願いでございます。

大樹町教育長の小林文雄氏につきましては、先の議会でご報告のとおり、5 月 31 日をもって辞職されることから、この後任として、現在は札幌市手稲区星置 1 条 4 丁目 4 番 1 号にお住まいの浅井真介氏を任命いたしたく、お願いを申し上げます。

浅井氏は、現在 59 歳で、北海道教育委員会の職員でございます。昭和 54 年に北海道職員の採用され、道立深川農業高校勤務を振り出しに、教育委員会のほか、北海道東京事務所総務課、監査委員事務局、経済部産業立地課などを経て、平成 23 年に渡島教育局次長、平成 25 年から生涯学習推進局生涯学習課長を務めております。

議員の皆様もご承知のとおり、昨年の法律改正により、新たな教育長の職は、従前の教育委員長職と教育長職を一本化したもので、教育委員の互選ではなく、長が任命することとなりました。また、町と教育委員会により構成する総合教育会議の設置、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定等、教育行政の重要性が一層高まっていることから、広く人材を求めた結果、豊富な知識と経験、すぐれた識見を有する浅井氏を適任と判断したものでございます。

任期は 6 月 1 日から平成 30 年 5 月 31 日までの 3 年間となるものでございますので、ご審議の上、ご同意くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

阿部良富君。

○阿部良富君

この人事案件はわかりますけれども、単身赴任でしょうか、それとも居住権を持って来るのでしょうか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

浅井真介氏の家族状況であります。奥様と3人のお子様がいらっしゃいます。まだご同意をいただいておりますので、どういう形でこちらのほうに赴任をいただけるかについては、今のところ確認をしてございません。

○議 長

阿部良富君。

○阿部良富君

なぜこういうことを聞いたかという、なるべく町内に住まれたほうが、町民もまた安心すると思いますので、そこら辺をよろしく、強く要請していただきたいと思います。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

杉森俊行君。

○杉森俊行君

私も阿部さんのように、人物というものは、今の紹介のものしか存じあげません。できましたら、採決の前に、30分なり1時間なり、時間を持って、できましたら文書で、どのような経歴があるのかを説明願いたいというふうに思います。

そして、同僚議員が言うとおりに、本人が本当に大樹町に住むのか、家族と来るのか、そういうこともきちんとしてないと、同意できないような雰囲気がございます。

そしてまた、どのような経緯で、例えば道議会に対してなのか、道庁のほうに対してなのかわかりませんが、こういう人がいないかというような推薦をもらってしたのか、また、町長自身の友達や友人関係のつてを頼ってこのような人事をしたのかをお聞きしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

経歴も含めてお話をさせていただいたほうがよろしいでしょうか。文書でというお話もいただいたのですが。

○議 長

議案に提案されたので、そこで説明してもらえれば。

○酒森町長

経歴につきましては、先ほど概略を申し上げましたが、浅井氏の略歴では、函館工業高等専門学校を昭和51年3月にご卒業され、昭和54年6月に北海道深川農業高等学校の勤務を皮切りに、道職員としての職員生活が始まったというふうにお聞きをしております。その後、昭和59年に留萌教育局に勤務をされ、平成4年からは北海道教育委員会の企画管理部財務課に勤務をされております。その後、平成9年には東京事務所の総務課のほうに勤務をされ、平成11年5月からは監査委員事務局の定期監査室というところに勤務をされております。平成13年には、生涯学習部小中特殊教育課の振興係長となってございます。また、平成15年6月からは企画総務部総務課の総括主査というお立場で業務をされております。平成17年の4月には留萌教育局の企画総務課長に就任をされておまして、平成19年6月からは北海道経済部産業立地推進局産業立地課の主幹となられております。平成21年4月には総務政策局総務課の主幹、平成23年6月からは渡島教育局の次長をされております。平成25年4月1日からは生涯学習推進局の生涯学習課長というお立場でご勤務をされているというふうにお聞きをしております。

また、浅井氏を今回教育長にということでご提案をさせていただいた経過ではありますが、小林教育長につきましては、平成29年11月まで任期がおありでありましたが、今回、ご本人のご意思もありまして、5月31日付をもって辞職をされるということで、私、5月1日に町長となってから、教育長ともいろいろ相談をして、後任の教育長の人選について進めてまいったところでもあります。

今回、浅井真介氏をご提案をさせていただく大きな要因としては、小林教育長のご尽力、ご人脈のお力添えが大きかったかなというふうにも思っております。北海道教育委員会に教育長自らご相談をさせていただいて、北海道教育委員会のほうから浅井真介氏を推薦をいただいたということで、今回、私どもの教育長としてご提案をさせていただいたところでもあります。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

杉森俊行君。

○杉森俊行君

それであれば、本人から、もしかしてこれが承認、賛成を得られれば、教育長についてもよいという確認等はもらっているということでもよろしいでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

浅井真介氏ご本人からは、私どもの教育長としてお認めいただければ、承諾をいただける

という内諾をいただいで今回の提案ということでございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

本案は、人事案件でありますので、大樹町議会運営基準第99条の規定により、討論を省略いたします。

これより、議案第49号教育長の任命についてを採決いたします。

この採決は、大樹町議会会議規則第81条の規定により、無記名投票によって行います。議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議 長

ただいまの投票者数は11名であります。

お諮りします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に杉森俊行君、西田輝樹君を指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、立会人に杉森俊行君、西田輝樹君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議 長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議 長

異議なしと認めます。

これより投票を行います。

念のために申し上げます。

投票は、本案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、否とみなします。

投票用紙に可否を記載しましたら、議会事務局長に点呼を命じ、議席番号と氏名を読み上げさせますので、これに応じて順次議長席に向かって右側から登壇し、投票願います。

それでは、点呼を命じます。

山下議会事務局長。

○山下議会事務局長

議席の番号と氏名を申し上げます。

1番、船戸健二議員。2番、齊藤徹議員。3番、杉森俊行議員。4番、松本敏光議員。5番、西田輝樹議員。6番、菅敏範議員。7番、高橋英昭議員。8番、安田清之議員。9番、志民和義議員。10番、阿部良富議員。11番、柚原千秋議員。

(投票)

○議長

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長

投票漏れなしと認めます。

これをもって、投票を終了いたします。

これより開票を行います。

杉森俊行君、西田輝樹君の立会をお願いします。

(開票)

○議長

投票の結果を報告いたします。

投票総数は11票。そのうち、賛成10票、反対1票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、本件は、原案のとおり同意することに決しました。

議場の閉鎖を解除いたします。

(議場開鎖)

○議長

休憩します。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時24分

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第9 議案第50号

○議 長

日程第9 議案第50号大樹町税条例等の一部改正についての件を議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました、議案第50号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町税条例等の一部改正についてをお願いするものであります。

この改正は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成27年4月1日に施行されたことに伴い、大樹町税条例と、平成26年条例第9号で公布いたしました大樹町税条例等の一部を改正する条例について、必要な改正を行うものでございます。

それぞれの条文に内容につきましては、税務課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

林税務課長。

○林税務課長

議案第50号大樹町税条例等の一部改正について説明させていただきます。

この改正は、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）が平成27年4月1日に施行されたことに伴うものです。

改正は2条からなっており、第1条では、大樹町税条例（昭和25年条例第9号）の一部改正を、第2条では、平成26年条例第9号で公布しました大樹町税条例等の一部を改正する条例の一部改正を行うものです。

改正内容の主なものとしましては、住民税の関係では、地方団体に対する寄附金、いわゆるふるさと納税について、ワンストップ特例制度に対応するための規定を設けました。

また、住宅借入金等特別税額控除について、その対象となる家屋の居住年の期限を平成31年まで延長しております。

固定資産税の関係では、平成27年度の評価替えに伴い、土地に係る平成27年度から平成29年度までの固定資産税の負担についての調整措置を継続するほか、サービスつき高齢者向け住宅で、ある一定の貸家住宅に係る軽減措置について、条例で定めるとされた

ことから、規定を設けました。

軽自動車税の関係では、平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車について、平成28年度分に限り、その燃費性能に応じた特例措置の規定を設けました。

町たばこ税の関係では、紙巻きたばこ3級品に係る税率の特例を廃止して、税率を段階的に引き上げることとなりました。あわせて、小売販売業者等の手持ち品に対する規定も設けております。

手続の関係では、各税の減免の申請期限について、納期限前7日までとしていたものを、納期限までに改正します。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法とかマイナンバー法とか呼ばれている法律ですが、この法律の施行にあわせて、申告や減免申請などの際の手続について、個人番号、法人番号等の規定を整備しております。

そのほか、税制改正に伴い、条項のずれが起きたものや、根拠法令の変更などがあったものにつきましても、必要な整備を行っております。

それでは、条文に沿いまして説明させていただきます。

第1条は、大樹町税条例（昭和25年条例第9号）について、次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

第2条は、用語についての規定です。

番号法の施行にあわせて、納付書、納入書の記載事項に法人番号等の規定を加えることにするものです。

2ページになります。

第23条は、町民税の納税義務者等についての規定です。

外国法人の恒久的施設に係る規定が地方税法に定められたことにより、改正するものです。

第31条は、均等割の税率についての規定です。

3ページの中段になりますが、法人町民税均等割の税率適用区分である資本金の額についての改定に伴うもので、資本金または資本準備金を欠損の補てんまたは損失の補てんに当てた金額を控除するとともに、剰余金または利益準備金を資本金とした金額を加算するという内容になっております。

4ページになりますが、第4項では、資本金等の額が資本金の額と資本準備金の額の合算額または出資金の額に満たない場合についての規定を定めております。

第33条は、所得割の課税標準についての規定です。

所得税における国外転出時課税の創設に伴い、個人住民税所得割の課税標準の計算において、当該譲渡所得については、所得税法の計算の例によらないとするものです。

5ページになりますが、36条の2は、町民税の申告についての規定です。

番号法により法人番号の規定を整備するものです。

36条の3の3は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書についての規定です。

条項のずれを整備するものです。

6ページになりますが、第48条は、法人の町民税の申告納付についての規定。

7ページの第50条は、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続についての規定です。

いずれも法人税法の改正に伴う条項のずれを整備するものです。

8ページになります。

第51条は、町民税の減免についての規定です。

減免申請の提出期限について、納期限前7日までから納期限までに改正するほか、番号法により個人番号及び法人番号等の規定を整備するものです。

第57条は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定です。

9ページの第59条は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告についての規定です。

いずれも地方税法の改正に伴う条項のずれを整備するものです。

第63条の2は、施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申し出、10ページの第63条の3は、法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申し出についての規定です。

いずれも番号法により個人番号及び法人番号等の規定を整備するものです。

11ページから12ページにかけてになりますが、第71条は、固定資産税の減免についての規定です。

減免申請の提出期限について、納期限までに改正するほか、番号法により個人番号及び法人番号等の規定を整備するものです。

第74条は、住宅用地の申告についての規定。

13ページの第74条の2は、被災住宅用地の申告についての規定です。

いずれも番号法により個人番号及び法人番号等の規定を整備するものです。

14ページになります。

第89条は、軽自動車税の減免についての規定。

第90条は、身体障害者等に対する軽自動車の減免についての規定です。

いずれも減免申請の提出期限について、納期限までに改正するほか、番号法により個人番号及び法人番号等の規定を整備するものです。

16ページになります。

第139条の3は、特別土地保有税の減免についての規定です。

減免申請の提出期限について、納期限までに改正するほか、番号法により個人番号及び法人番号等の規定を整備するものです。

17ページになりますが、第147条は、入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告についての規定です。

番号法により個人番号及び法人番号等の規定を整備するものです。

附則第4条は、納期限の延長に係る延滞金の特例についての規定です。

18ページの上段になりますが、法人税法の改正に伴う条項のずれを整備するものです。

附則第7条の3の2は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除についての規定です。

個人町民税における住宅ローンの減税制度の適用期限を延長するものです。

19ページになります。

附則第9条、附則第9条の2に、個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例等についての規定を設けます。

ふるさと納税のワンストップ特例制度と言われているものですが、ふるさと納税を行う者が、受領する地方団体への手続のみでふるさと納税に係る寄附金控除の適用を受けられるようにするものです。

21ページになります。

附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合についての規定です。

我がまち特例として、条例で減額する割合を定めることができるものですが、第5項は、地方税法の改正に伴う条項のずれを整備するもので、第6項は、サービス付き高齢者住宅で、ある一定の貸家住宅に係る軽減措置について規定を設けるものです。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定です。

番号法により個人番号及び法人番号等の規定を整備するものです。

25ページの下段になります。

附則第11条は、土地に対して課する固定資産税の特例に関する用語の意義についての規定です。

固定資産税の評価替えに伴い、平成24年度から平成26年度までとなっているものを、平成27年度から平成29年度までに改めるものです。

26ページになります。

附則第11条の2は、土地の価格の特例についての規定です。

地価が下落した場合等に、固定資産税の課税標準を見直すことができる規定ですが、固定資産税の評価替えに伴い、対象となる年度に改めるものです。

附則第12条は、宅地等に対して課する固定資産税の特例についての規定。

29ページの附則第13条は、農地に対して課する固定資産税の特例についての規定です。

いずれも固定資産税の評価替えに伴い、特例が継続されることから、対象となる年度に改めるものです。

30ページになります。

附則第15条は、特別土地保有税の課税の特例についての規定です。

固定資産税の特例の対象年度の改正にあわせて、対象年度等を改めるものです。

31ページになりますが、附則第16条に軽自動車税の税率の特例についての規定を設けます。

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて車両番号の指定を受けた、一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車について、平成28年度分の軽自動車税に限り軽減措置を設けるもので、その燃費性能に応じて税額が異なる内容となっております。

33ページになります。

附則第16条の2、たばこ税の税率の特例について、この規定を削除します。

このことにより、紙巻きたばこ3級品に係る税率は、第59条に規定するものになりますが、経過措置により、4年間で段階的に引き上げる内容となっております。

附則第22条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定です。

番号法により個人番号及び法人番号等の規定を整備するものです。

次に、35ページになります。

35ページの第2条は、大樹町税条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第9号)について、次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

附則第16条の改正内容は、軽自動車税の税率の特例についての規定で、初めて車両番号の指定を受けてから14年を経過した月の属する年度以後の軽自動車税について、重課税率を適用するという内容のものです。施行期日が平成28年4月1日であることから、本改正による附則第16条の改正が先に施行されることとなるため、必要な改正を行うものです。

また、附則第16条の改正に伴い、改正附則の第6条においても字句の改正が必要となるため、整備するものです。

37ページになります。

37ページの附則になりますが、第1条では施行期日について規定しており、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するものとしております。一部の改正規定については、平成28年1月1日から施行するもの、平成28年4月1日から施行するもの、番号法の施行日から施行するものがあります。

第2条では、町民税に関する経過措置について。

第3条では、固定資産税に関する経過措置について。

第4条では、軽自動車税に関する経過措置について。

第5条では、町たばこ税に関する経過措置について。

第6条では、特別土地保有税に関する経過措置について。

第7条では、入湯税に関する経過措置について規定しております。

39ページの中段をご覧くださいと思います。

第5条に、町たばこ税に関する経過措置ということで記載している部分ですが、税率を段階的に引き上げることや、小売販売業者等の手持ち品に対する取り扱いについてもこの部分で規定をさせていただいております。

以上で説明を終わります。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之君

るる説明があったのですが、この中で、番号制という言葉がよく使われてまいります。この番号制の意義は何なのでしょう。税金をとりやすくするためなのか。固定資産税も全部になりますね、これ、統一番号ですから。この意図は何なのか、これをやらなければならない理由は何なのか、お聞かせをいただきたい。

それから、法人のほうも同じようなことがあるのですが、これもお聞きをしたいと思いません。

それから、入湯税はとるのですよとは書いてあるのですが、幾らとは書いておらないのですが、これは問題はないのですか。町で決めるのだから幾らでもいいと、条例で定めないので、入湯税をとるというふうに、金額を入れなくていいのか。

それから、町条例で減免措置をやっている場合、この場合の考え方はどういうふうなものなのか、お聞かせをいただきたい。

それから、支店やら本店やら事業主があるところがあると思うのですが、ここら辺は所在地の識別番号なのかどうなのか、お聞かせをいただきたい。

○議 長

林税務課長。

○林税務課長

今、ご質問、何点かあったのですけれども、まず最初に、入湯税とか、そちらのほうの規定についてどうなのだという部分についてご説明をさせていただきたいと思います。その後のたばこ税のほうにも関係するのですけれども、今回の条例改正につきましては、あくまでも現在の条例から変わる部分について改正をお願いするという内容になってございます。

番号法絡みの部分、至るところに出てきているわけですが、税の中身そのものは変わらず、申告ですとか、それから減免などの適用を受けるときに、それら書いていただくところに、住所とか氏名を書いてくださいとなっているような項目が、今既に使われているものがございます。その部分に、それに加えて個人番号を書いていただくとか、そういった部分で、今回の内容については番号法の規定を加えさせていただいたというようにご理解いただきたいと思います。

もちろん、入湯税とか、そちらについての税率の規定とかというのはされているのですが、今回の改正については、その手続の中身で、記載内容が新たに個人番号とか法人番号の部分加わるということで、その部分の改正について提案させていただいているというふうにご理解いただきたいと思います。

それから、1点目の、番号法に関してのメリットについてですが、今回、番号法が、法律が定められまして、今までは政令によりまして定めるとされていた施行期日、決まっていなかったのですが、政令については、この4月3日に公布されまして、施行期日として平成27年10月5日に施行されるというふうに決まったところでございます。

これにつきましては、効果として、行政機関や地方公共団体などで情報の照合などがスムーズに行われる、添付書類の削減など、行政手続が簡素化される、所得や行政サービスの受給状況などが把握しやすくなって、本当に困っている人にきめ細やかな支援を行えるようになるといったようなことが提案の説明としてはされているところでございます。

一方で、利用者としてのメリットとしましては、このことにより、身分証明書として活用するほか、電子申請など、そういった手続の部分で活用することが、利用できる効果として挙げられております。

こういった中で導入が決まってきました番号法でございますので、今回、税条例の手続の中でも、それらの改正にあわせて規定を設けさせていただいたという内容でございます。

以上です。

○議 長

安田清之君。

○安田清之君

メリットという部分を言ったら、早く言えば、税金がとりやすくなりましたよと、そういうことだよ、単純明快は。番号制で、あなた方の足の底から頭の上まで全部見ますよと。これは今度銀行にも行くんだよな。あなたの通帳の番号を教えなさいと。そうすると、抜け穴が全部とめられてしまって、何のメリットにもならない番号制なのかもしれない、逆に言うと。本当にこれ、いいのだろうか、これで。全部。部署が全部違うのに、条例というのは全部違いますでしょう。これが一括されるのですよ、全部、現実的には。町税も道税も国税も、あらゆる税金、自動車税含めて、固定資産税もそのとおり。これが本当にメリット、町

民にあるのだろうか。役場にはあるかもしれない。だけど町民に本当にあるのだろうか。こちら辺、漏れている部分というのは洗い直されるということがあるよね、現実的に。記載されていないものもあるでしょ、逆に言えば。持ち主がはっきりしないもの、土地などあるでしょう。亡くなっている方の土地の名義になったまま、土地の名義はその方、しかし、税を払っている方は違う方が払っていると、こういう場合はどうするのですか。そういう土地あるでしょ。ないですか。こういう場合はどういう番号制にするのですか。お聞きします。

○議 長

林税務課長。

○林税務課長

まず1点目の、実際、行政側のメリットだけで、番号を振られる住民の方のメリットはどののだという部分のご指摘でございます。

現実的には、行政サイドの事務処理が間違いなく公平さが保たれるというか、そういった部分でのメリットが大きいというふうに承知しております。ただ、そういったことで、公平性が保たれるということについては、広い意味で住民の方々にも利益となるのであろうというふうに考えております。

それから、住民の方のサイドから考えた場合には、今までそれぞれの官公庁に対して手続をしなければいけなかったときに、それぞれに同じような添付書類を提出しなければいけなかったというようなケースがあるかと思えます。そういった観点に関しましては、今回の個人番号が統一されているということから、行政機関内での連携がとられるようになりまして、添付書類が不必要になるといいますか、1カ所に提出したことで用が足りるというようなことで、そういった部分での手続が少し簡素化されるというような内容にはなるのかと思われます。

2点目の、実際の固定資産税、土地などの場合に、亡くなった方というようなケースがないのかというようなご質問なのですが、原則的にはそういったケースはないというように承知しております。ただ、具体的な例はちょっと定かではありませんが、一応亡くなられた場合に、それらの固定資産含めて、相続の手続というものがとられるようになっておりまして、必ず相続人を決める手続をしなければならないというような規定が設けられてございますので、原則的には、そういった案件についてはないような制度内容になっているということで進めさせていただいております。

以上です。（発言する者あり）

○議 長

林税務課長。

○林税務課長

済みません、ちょっと答弁が漏れていたみたいで、申し訳ございません。

最初のほうの質問の部分で、入湯税に関する部分、それから、たばこ税に関する部分だと思っておりますけれども、小売店等の部分のお話がありました。私のほうとしては、それら

を含めて、今回に関しては、あくまでも税条例の中で改正部分だけの提案をさせていた
いでいるものですから、それらの申告ですとか、減免の手続などをする際に、今まで住所
とか氏名とかを書いていただいた中に、新たに個人番号とか法人番号とかを書き加えてい
ただくような、そういった内容の改正を提案させていただきますとご説明をさせていただ
きました。したがって、入湯税に関する部分、それからたばこ税に関する部分も、取
り扱いについて、今までと変わることはないということでご説明させていただいたつも
りだったのですが、ちょっと説明不足だったようです。済みません、よろしくお願
いいたします。（発言する者あり）

○議 長

林税務課長。

○林税務課長

たびたび済みません。ちょっと私のほうで質問の意図が把握しきれていないよう
で、申し訳ございません。

質問の中に、法人について、法人の本店、あるいは支店についての、法人番号がど
のように振られるかという内容のお問い合わせだったですね。その部分について、それ
ぞれの法人について番号が振られるということについては承知しているのですが、詳
細について、今現在、ちょっと把握しておりませんので、その部分についてはちょ
っとお答えいたしかねます。把握していないということでご了解いただきたいと思
います。

○議 長

安田清之君。

○安田清之君

現実的に、このマイナンバーというのは、若干勉強したのだけれども、生まれてから墓
場まで、全部国の管理下、町の管理下に置かれて、きっちり見ますよという法改正
なんだよ、実を言うとね。現実的に、これはいいことなのだろうけれど、果たして
デメリットとメリットをもう少し詳細に、国から出てくる条例ですから、これはし
ょうがないかなと思っているのですが、現実的には、書かなくてもいいのか、早
く言えば、国勢調査とかあるでしょう、今度。それから、山林の調査もやってい
るんだよな。今度、マイナンバーがあったら、こういうものがあつたら、もうや
らなくてもいいのか。効率化になるのかどうか、お聞きをしたいと思うんだよ
ね。あの山林、あなた、何町歩持っていますかとかと聞いてくるんだよ、現実
的には、これ、国から担当身分証明書をいただいて調査をする方がいるよう
ですが、こういうことはもう、では効率化になって、もう要らないのだと、固
定資産税も全部管理するのだから、一々やる必要はないのかどうか。あなた
のお名前と生年月日と、連れ添いは何歳でなんて、ここまでやるんだよ、現
実的に。今度はやらなくていいのでしょう、マイナンバーなのだから、こ
ういうことは。わからないだろう、国だからな。答弁でなきと思う。3回
目、わかっている。わかっている、3回目だ。そこら辺をきっちり説明を
していただかないと、なかなかこれ、同意しづらいよな、現実的には。この
マイナンバー制というのは、本

当に我々に論議する時間がないので、現実的に、これはどうなのだという勉強する時間もない。まだ町民の方で、これがどういうものなのか、はっきりわかっている方がいらっしやらないような気がするのですが、これ、本当に条例を出していいのかどうか、ちょっと疑問を感じるのですが、町長なのか、課長でもいいのだけれども、これが本当にみんなにわかるように行き届くまで、どうなのだろう。俺、ちょっと問題視を若干するところなのですが、本当にこれがいいのかどうか。出しているほうはいいことだと思って出しているのだろう。だけど受けるほうとして余りよくないなと思っておるのですが、そこら辺だけ聞いてやめますので、お願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今、安田議員からご指摘がありました、いわゆる番号法、マイナンバー法であります、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律という法律の名前であります。この名前から察するところは、行政側のメリットが大きいのかなというふうに思っております。行政手続において、特定の個人を識別できるという制度になっておりますので、今、議員がご指摘のとおり、いろいろな部分での行政サイドの活用が大きなものなのかというふうに思っております。

ただ、住民、国民側のメリットとして、いろいろな手続に関する証明等の種類等が減る、また、そういう部分がメリットとされておりますが、今、議員がご指摘のとおり、各種、今まで求められていた調査等も、執行する側で、この制度を活用することによって、簡略化、省略化していくということも少なからず国民、住民側のメリットになり得るというふうに思っておりますので、まだ私どもも詳細については十分把握をできておりませんので、詳しいご説明もまだできませんが、今後、この法律の中身が見えてきた段階で、どういうふうなことが住民、国民にとってメリットになるかということもきちんと判断した上で、必要な部分については、要請なり声を上げていくということも必要なのかなと思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

志民和義君。

○志民和義君

先ほど同僚議員の言っていたことと関連するのですけれども、マイナンバー制度のことなのですけれども、ちょっと答弁漏れかと思うので、3回という規定なのですが、私、聞きますけれども、これ、条例で定めたら、マイナンバーを書かなければならなくなるのか、それとも、何か罰則があるのか、書かなくてもいいのかという、そこら辺はどうなのでしょう。

○議 長

林税務課長。

○林税務課長

罰則等の規定があるとは承知しておりませんが、個人番号等を書いていただくことによりまして、関連する手続で、実際に手続をされる住民の方が余分な書類を提出しなくて済むとか、そういった部分のメリットが出てくると考えている部分でございます。したがって、新たに追加する記載内容に個人番号、あるいは法人番号等の規定が盛り込まれたものにつきましては、記載をお願いするような形で対応していくようになるかと思いません。

以上です。

○議長 長

志民和義君。

○志民和義君

そうすると、罰則は今のところないというふうに、聞いていないのか、ないのか、どちらなのでしょう。

○議長 長

林税務課長。

○林税務課長

あくまでも町税条例に定める部分については、様式に記載する等の規定を定めるものです。様式の記載漏れ等について、罰則を適用する例はございませんので、ないと承知しております。

○議長 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第50号大樹町税条例等の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第10 議案第51号

○議 長

日程第10 議案第51号大樹町国民健康保険税条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました、議案第51号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町国民健康保険税条例の一部改正についてをお願いするものでございます。

この改正は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成27年4月1日に施行されたことに伴い、大樹町国民健康保険税条例について、必要な改正を行うものでございます。

それぞれ条文の内容につきましては、税務課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

林税務課長。

○林税務課長

議案第51号大樹町国民健康保険税条例の一部改正について、説明させていただきます。

この改正は、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）が平成27年4月1日に施行されたことに伴うものです。

改正内容の主なものとしましては、2点ございます。

1点目は、課税限度額を引き上げるものです。基礎課税額で1万円、後期高齢者支援金等課税額で1万円、介護納付金課税額で2万円を引き上げる内容となっております。

2点目は、軽減の要件を緩和するものです。5割軽減、2割軽減の対象となる世帯の所

得の算定において、被保険者等の数に乗ずる数を拡大することで、要件を緩和する内容となっております。

それでは、条文に沿いまして説明いたします。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

第2条は、課税額についての規定です。

第2項で、基礎課税額について、第3項で、後期高齢者支援金等課税額について、第4項で、介護納付金課税額について定めており、それぞれただし書きで限度額を定めておりますが、基礎課税額の限度額は51万円を52万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額は16万円を17万円に、次のページになりますが、介護納付金課税額の限度額は14万円を16万円に改めるものです。

第23条は、国民健康保険税の減額についての規定です。

第2条の限度額の改正にあわせまして、条文中の51万円を52万円に、16万円を17万円に、14万円を16万円に改めるものです。

第2号では、5割軽減の対象となる世帯の所得判定額について、第3号では、2割軽減の対象となる世帯の所得判定額について定めておりますが、被保険者及び特定同一世帯所属者の数に乗すべき金額を、5割軽減では24万5,000円を26万円に、次のページになりますが、2割軽減では45万円を47万円に改めるものです。

附則になりますが、施行期日は公布の日とし、平成27年4月1日から適用するとしております。

適用区分では、平成27年度以後の国民健康保険税に適用するとしています。

第3条では、平成25年条例第28号で公布した大樹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例のうち、平成29年1月1日から施行するとなっていた配当所得の改正規定について、平成28年1月1日から施行するとされたことに伴う改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義君

限度額の引き上げと、それから軽減分の拡大ということなのですが、限度額の引き上げによって、各それぞれ引き上がる世帯はどのぐらいの世帯になるのか、基礎分と、それから後期高齢者分、介護分、これについてお伺いします。世帯ですね。よろしくお願ひします。

○議 長

林税務課長。

○林税務課長

ご質問の、限度額の改正で影響を受ける世帯数ということについてのご質問がございました。

平成26年度の賦課時点の資料を参考にした試算を行っております。先の3月の条例改正におきまして、今年度分の国保税から適用となる資産割の廃止につきましても考慮した中での試算としておりますので、ご了解いただきたいと思います。

対象となる世帯、全部で1,040件となっておりまして、そのうち基礎課税分では65件、後期高齢者支援金等課税分では58件が限度額に到達しておりましたので、今回の改正により影響を受けるとお考えです。介護納付金課税額では、限度額を超えている世帯がございませんでしたので、今回の改正に伴う影響はないと考えております。

以上です。

○議 長

志民和義君。

○志民和義君

わかりました。大体ですが、その分掛ければ、その分が増収というか、町民にとっては負担が増えるということになるかと思いますが、一つ、この軽減分については一体どのような措置をするのか、どこがもつのか、その点についてお伺いしたいのと、もう一つ、この国保税については、全体的なことなのですが、国保税の負担感というのは非常に重いということで、国の国庫負担も減ってきた中で、こういう問題が出てきているのだというふうに私は理解しているのですが、こういう点についてはどうお考えでしょうか。

○議 長

林税務課長。

○林税務課長

今回の改正により軽減額のほうの対象となる部分についてでございますけれども、同じように平成26年度の賦課時点をベースに試算させていただいております。

賦課時点の対象となる世帯1,040件に対しまして、その時点で7割軽減を受けているものが257件、5割軽減が113件、2割軽減が142件となっております。今回の軽減の改正による試算を行ったところ、2割軽減から5割軽減のほうに移行する世帯が4件、それから、軽減を受けていなかった世帯から2割軽減となる世帯への移行が12件というようなことで試算をさせていただいております。

それから、軽減された分の、その減った分の金額について、どのような対応になるのかというご質問があったかと思いますが、軽減をしている保険税の相当額につきましても、保険基盤安定繰入金として一般会計から繰り入れる仕組みとなっております。この繰り入れのもととなる部分としまして、4分の3につきましても道からの負担がされるというような内容になってございます。

それから、2点目の、国保税全体について、高いというか、そういった部分についての

お話があったところでございます。現在、国におきまして、医療保険制度の改正について議論が進められているところでありまして、現在、国会で審議中というように認識してございます。

国民健康保険につきましても、制度の安定化を図るため、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となって、市町村と共同で運営していく体制というようなことの体制がえも含めて、今、議論がされているところでございます。

国保税の負担は住民にとっても大きな負担になっているという認識もございしますが、今回の制度改正の議論の中では、新たな国費導入なども盛り込まれており、協議の経過を見守っていきたいと思っております。

以上です。

○議 長

志民和義君。

○志民和義君

何回もお伺いするのですが、国保税の負担軽減について、これは全体的な軽減ということで、町長に聞きたいなと思うのですが、町村会などについては、ぜひこのことを要望していただきたいと思えます。先ほどちょっと課長が言っていました、都道府県単位の共同運営というのは、ここではちょっと質問の内容とは違いますので、質問しませんけれども、今の現段階で町村会としての取り組みはどうなっているか、お伺いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま国民健康保険制度全体の内容等について、町村会、十勝全体、または全道規模での要請等の活動についてというところのご質問もいただきました。

平成30年をめどに、都道府県が国保事業を担っていくというようなことで、今現在、進められておりますが、正直申し上げて、私どもの大樹町も含めて、国民健康保険事業会計は大変厳しいものがあるというふうに思っておりますし、税の負担割合、負担感についても、やっぱり高いものがあるというふうに私も認識をしております。

国民健康保険事業会計の適正な運営については、やはり国保に加入されている皆様の健診、健康を最優先に進めるというようなことも大切だというふうに思っておりますし、大樹町では特定健診を積極的に推進をして、早期発見に伴い、国民健康保険事業会計からの医療費の支出を抑制するというような動きで会計の適正化を図っているところでもあります。

今後、都道府県単位で国保会計事業が運営されるというようなことで、私どもといたしましても、必要な部分、要請していく部分については、十勝の町村会等を通じてしっかりと対応していきたいというふうに思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

安田清之君。

○安田清之君

ちょっとお伺いたしますが、国保税、介護保険税等々があるわけですが、うちの国民健康保険として、一般財源から持ち出さない場合、国民健康保険はどのぐらいの金額になると一般財源から持ち出さなくていいのか、計算はしていないかな。まずそれが一つ。もし言えなかつたら後ででもいい。

健康保険税というのは、町村によっていろいろ違うと思います。それで、一番高いところどのぐらいなのか、うちは町村で何番目ぐらいにあるのかだけお伺いします。

○議 長

林税務課長。

○林税務課長

1点目の、町の持ち出しがどのぐらいになっているという部分でございますけれども、町から国民健康保険会計の特別会計のほうに繰り出している分としまして、制度として決められて繰り出している分と、それから、保険税を下げるために持ち出している分という形で、二通りといたしますか、そういった持ち出しがされてございます。その年の状況によりまして変わりますが、保険税を下げるために持ち出している額としては、年間4,000万円程度というふうに認識してございます。申し訳ございません、その世帯割とかという形では、ちょっと数字を持ち合わせておりませんので、1件当たりとか1人当たりという形ではございませんが、全体としてはそういうような数字になってございます。

それから、医療費の関係、あるいは国民健康保険税の税額そのものがどのぐらいの位置にいるかというような内容だったかと思っておりますけれども、そこにつきましては、大体道内で真ん中あたりというような形での認識ですが、資料があるのですけれども、ちょっと手元に持ち合わせておりませんので、その部分につきましては後ほど提示させていただきたいと思います。よろしくお伺いいたします。

○議 長

安田清之君。

○安田清之君

同僚議員が高いと言っているのだけれども、現実的には町の財政の中から4,000万円近いものを国保税に入れていると。そのほかに入れている分もあるので、これは総額で1億何ぼだと思ったのだけれども、だから、これでも安いぐらいなんだよね、現実的には。よく頑張っているなというふうに認識しますので、なるべく病気にかからない予防策をお願いをして、終わります。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

○議 長

志民和義君。

○志民和義君

ただいま提案されております、議案第51号大樹町国民健康保険税条例の一部改正に反対の討論を行います。

国民健康保険制度は、国民全てが保険証を提示することで等しく医療が受けられる制度として定着をしております。

しかし、国民健康保険に加入する世帯は、高齢者で病気になる率も多く、また、社会保険加入者が退職して年金収入になり、収入の減少、また、個人事業者の減少など、保険財政を支える部分が大変厳しくなっております。そこへさらに限度額の引き上げということになりますと、大変負担感が重くなってまいります。現在でも国保税の負担は重いという声を聞いております。国保財政の安定にはぜひとも国庫負担の引き上げ、これを求めるようお願いを申し上げ、反対討論といたします。

○議 長

次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議 長

賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議 長

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第51号大樹町国民健康保険税条例の一部改正についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議 長

起立10人。

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第52号

○議 長

日程第11 議案第52号平成27年度大樹町一般会計補正予算(第1号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました、議案第52号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成27年度大樹町一般会計補正予算(第1号)をお願いするものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ829万円の追加補正でございます。

それぞれ内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、議案第52号平成27年度大樹町一般会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ829万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ58億5,129万円とするものでございます。

最初に、資料でご説明いたしますので、議案の3ページをお開きください。

上段の民生費でございますが、771万1,000円の増額です。

上段の児童措置費、子育て世帯臨時特例給付金事業で、職員手当等から負担金補助及び交付金まで、291万3,000円の増で、この財源といたしまして、国・道支出金、国庫補助金でございますが、291万2,000円、一般財源で1,000円を計上してございます。

この事業は、消費税率引き上げに対する簡素な給付措置といたしまして、昨年度も実施いたしました。今年度も支給額等の見直しを行った上で実施されますことから、給付金1人当たり3,000円の750名分、225万円のほか、職員の超過勤務手当、事務用消耗品、事務処理システムの購入経費などを計上いたしました。

中段の保育所費、町立保育所運営費でございますが、共済費から負担金補助及び交付金まで、472万3,000円の増で、この財源といたしまして、その他、これは負担金でございますが、121万円、一般財源で351万3,000円を計上してございます。

内容についてですが、本年4月1日から町立尾田保育所が認定こども園としてスタートしたことに伴う園児の数の増加に対応するため、保育士や栄養士、調理員を臨時職員とし

て採用するための賃金、共済費のほか、不足する教材や備品等の購入経費、職員を専門研修に派遣するための旅費などを計上してございます。

その下の災害救助費、東日本大震災被災者支援事業で7万5,000円の増でございます。

平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災を受けまして、津波被害や原子力発電所事故の影響で避難を余儀なくされた方をご支援するため、町独自の生活支援制度を設けてございますが、この制度に基づきまして、1世帯2名に対し、生活支援一時金を支給させていただくものでございます。対象世帯は、福島県にお住まいでありましたが、福島第一原発事故に伴いまして、県内のほかの地域と大樹町の2カ所に避難されてございました。電力会社との補償の関係で、福島県の避難先を住所地としてございまして、本町の支援措置の適用につきましては、その間、協議を行ってきた経過がございますけれども、今回、避難先、本町に正式に移り住まれたということで、今回、町の支援措置といたしまして、生活支援一時金を計上したものでございます。

次に、下の教育費でございます。

体育施設費、海洋センター維持管理費で57万9,000円の増でございます。備品購入費でございますが、この備品につきましては、プールフロアと呼ばれるプラスチック製の台で、幼児や小学校低学年児童などの利用に備え、水深を浅くするため、プールの底に設置する機材でございます。20数台のうちの3台が破損により使用できないということで、プールの開館に間に合いますように、今回、補正をお願いするものでございます。

4ページをお開きください。

以上、合計で829万円の増額となり、補正予算の財源内訳といたしましては、特定財源といたしまして、国・道支出金291万2,000円、その他121万円、合計で412万2,000円、一般財源が416万8,000円の増となるものでございます。

次に、第1表、歳入歳出予算補正をご説明申し上げますので、2ページをお開きください。

最初に歳出でございますが、3款民生費から10款教育費まで、歳出合計、補正前の額58億4,300万円、補正額829万円の増、合計で58億5,129万円となるものでございます。

続きまして、1ページをお開きください。

歳入でございますが、12款分担金及び負担金から19款繰越金まで、補正前の額58億4,300万円、補正額829万円の増、合計で58億5,129万円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第52号平成27年度大樹町一般会計補正予算(第1号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第53号

○議 長

日程第12 議案第53号川南第2団地2・3号棟新築工事(建築主体)及び外構工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました、議案第53号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、川南第2団地2・3号棟新築工事(建築主体)及び外構工事請負契約の締結についての議決をお願いするものでございます。

本工事に係る予算につきましては、既にお認めをいただいておりますので、去る5月13日、町内の3企業を指名し、競争入札を執行いたしました。

その結果、7,765万2,000円で株式会社エフリードが落札をいたしましたので、同社と契約を締結しようとするものでございます。

以下、朗読により内容をご説明申し上げます。

工事名、川南第2団地2・3号棟新築工事(建築主体)及び外構工事。

工事の施工場所、大樹町字振別37番地10、11の内。

契約の方法、指名競争入札。

契約金額、7,765万2,000円。

契約の相手先、広尾郡大樹町仲通27番地、株式会社エフリード、代表取締役藤江伸二。

工事内容といたしましては、木造平屋2棟6戸の建築工事及び外構工事一式で、工期は契約の翌日から平成27年10月20日までとなっております。

次のページには関連の図面を、議案の下段に根拠となる条例の抜粋を掲載してございますので、内容をご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之君

エフリードという会社なのですが、これの本店というのですか、どこにあるのですか。それから、支店なのか何なのか。ちょっと話を聞くと、札幌に本店があつてというような話を聞くのですが、こちら辺、指名する上での根拠がどういうふうになっているのか、まず一つ、お伺いをいたします。

もう一つ目、ここにはどのような大工さんがおられるのか。大樹町に何名ぐらいの方がおられるのか。経審にこれは載ってくる話でしょうから、きちっとされているのかされていないのか、ただ会社名だけで指名したのか。1級とか2級とかいろいろあるようですが、大工さんが何名ぐらい、この会社に、大樹町に従事されている人数がおられるのか。

それから、去年の納税、その会社はどこへ納めているのか、この三つ、お伺いします。

○議 長

黒川企画課長。

○黒川企画課長

お答えします。

ただいまの質問の、株式会社エフリードの本店の住所地は大樹町仲通27番地となっております。また、支店でございますけれども、支店は札幌市豊平区美園11条5丁目3番の8号という登記の写しをいただいております。

続きまして、何人働いているかというところですが、こちらの資格審査申請書に従業員の全員の名簿というのは添付の必要がなく、技術者の人数を記載するようになってございます。そちらにおきましては、管理技術者資格者数としまして、土木建築、その他造園なども含めまして13人というふうな記載になってございます。それが町内かどうかというのは、一部、技術者名簿の中で覚えた名前はあるのですが、そこしかわからない、何人

かはおられるということぐらいしか言えないということでございます。

それから、納税の関係でございますけれども、本店がこちらにございますので、当然納税されていると思いますが、納税の逐一までは私どものほうでは把握しておりません、滞納はないということだけを承知しているというところでございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之君

これ、経審にちょっと問題がある、入札方法。13名、だけどどこに所属しているかわからない。これでは問題にならないのだろうというふうに思うのですよ。やはり町で指名をする以上は、大樹町に従事されている方、この方が何名いるのだと。これは経審で道の基準にまたがって今までもされていますから、それから、一部、大樹の経審を使ってやっていますということですが、これですと抜け穴だらけですね、早く言えば。未納はありません、これは帯広税務署からもらえば、未納はないのだと。だけど、現実的にどこへ納めているかというのはわからない。これ、登記上は本店となっているのですね。だけど、噂を聞くと、支店がこっちで、本社が札幌だという話も聞くのですよ。ここら辺はきちっと精査をしていただかないと、町民に不愉快な面も与える。やっぱり指名をする以上は、中身についてもしっかりと調査をしていただきたい。

町長にお伺いいたしますが、現実的に13名の資格者、従業員という言い方をしたらいいのでしょうか、この方の、やはり所在地、今度指名する上で、今でなく、これは指名して、もう入札が終わっていますから、今後の問題を含めてお話を申し上げますと、やはり大樹町のためになる業者、町長も立候補するとき、大樹の地元業者を育成しなければいけない、これをうたっていました。ですから、それはそのとおりだというふうに思いますので、やはり大樹の仕事が現実的に帯広の業者にどんどん下請に出される、こういう実態は過去になかったかどうか。トタンも含めて、基礎等々が全部帯広の業者、札幌の業者に入札を出して仕事をやらせている。一部地元の業者に大工さんをお借りしてやっていたというようなお話を聞いていますので、そこら辺は把握をしているのかどうか。一番企画課が指名をするところですから、しっかりとそこら辺、これは建築にもかかわる問題なので、協議をしっかりとさせていただきたいなというふうに思います。ここら辺は、やることは結構ですし、この会社も本店が大樹にあるということは私も認めますが、そこに使われている方が本当に実在、大樹町におられるのかどうか、ただ点数だけでいいのかと、これが指名する上で、入札する上で適正なのだろうかと、現実的に、僕はそう思うのです。ここら辺を、新しい町長になられたので、ここら辺も今後、指名の段階のときに協議事項に入れていただいて、検討ができるかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、今回の川南第2団地の新築工事の契約に関係して、町内の業者の指名のあり方、内容の確認の仕方等についてのご質疑、ご質問をいただいたというふうに思っております。

平成27年度からの業者の指名については、27、28の2カ年という形で、3月中に業者様から指名願いをいただいて、それに基づいて格付、申請基準等を作成した上で、今回の指名に至ったというふうに考えております。

また、各工事の指名につきましては、指名委員会が主体となって、どの工事にどういう業者を指名して工事入札を行うかということを決定しているという手順を踏んでおります。

大樹町の指名委員会については、副町長が委員会の会長となって委員会を開催して業者の決定をしていくというような手順を踏んでいるところでもあります。今回は、副町長が不在なこともあって、ちょっと私もあれですが、多分、総務課長が代行で委員会を開催して行ったというふうに聞いております。

今回の業者の指名の部分につきましては、当委員会が定める基準に基づいて指名を行ったということで、今回の段階ではルールどおりということになろうかと思っております。

ただ、議員がご指摘のとおり、工事の内容等において、どういう形で下請に工事が回されているか等々については、今、昨年状況も含めて、私、まだ掌握をしていない状況にもあります。

今後、町が発注する工事において、どういう形が適正な執行であるかということも、工事を発注する側、町としてもしっかりとその辺については検証を進めた上で、適正な入札を進めていきたいというふうに考えております。

○議 長

安田清之君。

○安田清之君

町長、今、るる説明をいただきました。そのとおりだろうというふうに思います。どうか地元で雇用されている方、人数等、それから、下請に出すなどは僕は言いませんが、少なくとも工事の何十%以上、ほかの町村に投げることはできないという規定を設けるとか、30%だよとか、5割だよとかという基準を、今後、指名委員会等々で論議をしていただきたいというふうに思います。してくれるというふうに思いますので、どうかここら辺、やっぱり地元業者を育成するために、町も一生懸命町民のために考えて、こういう住宅も建てているわけですから、それが全部現実的には他町村に流れていくというようなことにならないよう、僕の場合ですが、元請は大樹町に、少なくとも60%以上は大樹の業者を使うなり、自分で施行しなければいけないというような基準を設けるべきだというふうに思いますので、どうか今後、何かのときにはまた質問いたしますが、そういう論議をしていただければ幸いですというふうに思いますので、答弁は要りませんので、いつかまたお聞きをいたしますので、よろしくお願いをいたします。

終わります。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

杉森俊行君。

○杉森俊行君

2号、3号の工事の、わかっているのですけれども、これは大樹から広尾に向かうということになると、国道沿いから西側ということで判断してよろしいのか。そしてまた、西側にはまだ町営住宅をつくる土地があるかどうかということをお聞きしたいのですけれども。

○議 長

小森建設課長。

○小森建設課長

公住2号棟、3号棟の建てる位置でございますけれども、場所が振別ということでございまして、昨年建設いたしました振別の工業団地のほうの川南団地になりますけれども、そちら側の北側の部分になります。国道の西側のほうの部分になります。土地のほうは、そこを建てたら公住を建てる用地を確保する部分はないと考えております。

○議 長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

前のストアというのですか、協同商事だと思うのですけれども、閉店して、杉本スーパーも閉店して、これからまた公住を、今度移転したところを解体して、そこに建てていく、町のほうでそういう考えがあるのか。それとも、スーパーなどがなくなってきているので、スーパーがあるほうに、公住をこっちのほうに持ってくる計画があるのか。場所や、また行政区などにそういう説明やアンケートをとってやっていくつもりがあるのかを説明願いたいのですけれども。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

川南第2団地を含めて、まちのレイアウトと申し上げますか、公住の配置等の計画の部分のご質問だったのかなというふうに思っております。

川南第2団地におきましては、現日方団地の老朽化に伴って建て替えを進めるということで、現在入居者されている方々に、どの地域で新たな公住、お住まいをというところも含めてご相談を申し上げたところ、行政区南町、今の地域を大きく離れないで生活したいというような思いもお受けをいたしまして、川南第2団地、昨年からの着工を始めたところでもあります。今回の2・3号棟につきましては、昨年からの継続というような形で、今回、工事を実施をすることにしております。

日方団地につきましては、移転、転居していただいた後、老朽化した公住を解体し、その場所にも新たに公住をつくっていくというような計画が公住の配置計画の中でなされております。また、それにあわせて、まちなかのほうに公営住宅をつくっていくというような計画もあります。まちなかの町有地を含めて、空き地を何方所か候補地として、今後、公営住宅を建設していくということが必要だというふうに思っております。

今、杉森議員がご指摘のとおり、あの地区には食料品等が買い物できる店が2店ありましたが、2店とも閉店をしたというようなことで、それよりももう少し遠距離にある、まちなかにあるところまで日常の食品等、生活用品を購買しに行かなければならないという現状があるというふうに私も認識をしております。

今後、新たな公営住宅をどこに配置していくかということ、また、今後推測されます高齢化社会等の対応につきましても、そういうことも大きく影響してくるというふうに思っておりますので、しっかりとそういうところは検討した上で、適正な配置、どこが本当に公住の設置場所として望ましいかも含めて検討していきたいというふうに思っております。

また、どこにつくっていくかということについては、今現在、日方にお住まいの方々が新たな公住の入居に対する優先的な順位がございますので、入居されている方々、または町民の皆様、もちろん議会の皆様ともしっかりと議論をした上で、公住の設置場所については検討していきたいというふうに思っております。

○議 長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

町長のほうからよい返答をいただきましたのであれなのですけれども、スーパーなどがなくなって、計画があったときにはまだスーパーがあったのですけれども、今はもうスーパーがないということで、これからの住民、また、新しく退去する人たちの意見など、また、行政区の意見をよく聞いて、アンケートなどをとりながら、新しい住宅を今度つくるときには、そういうものを、アンケートなどを生かしてつくっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第53号川南第2団地2・3号棟新築工事（建築主体）及び外構工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第54号から日程第15号 議案第56号

○議 長

日程第13 議案第54号財産の取得についてから日程第15 議案第56号財産の取得についての3件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま一括議題となりました、議案第54号から第56号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

3件、いずれも財産の取得についての議決のお願いでございます。

3件の財産取得に係る予算につきましては、既にお認めいただいておりますので、1件ごとに内容のご説明を申し上げます。

議案第54号につきましては、除雪用車両の取得でございます。

去る4月23日、当該物品を取り扱う道内3企業を指名いたしまして、競争入札を執行した結果、2,494万8,000円で帯広市の北海道川重建機株式会社帯広支店が落札をいたしました。

以下、朗読により内容をご説明申し上げます。

取得する財産の種類、名称及び数量ですが、種類は物品、名称はロータリー除雪車HT R86型で、草刈り装置を含むものであります。数量は1台。

取得金額は2,494万8,000円。

取得の方法は、指名競争入札による物品売買契約。

取得の相手方は、帯広市西22条北1丁目2番28号、北海道川重建機株式会社帯広支店、支店長大平好則で、納入期限は27年11月30日でございます。

続きまして、議案第55号につきましては、大樹小学校のパソコン教室用のパソコン、第56号は、大樹小学校の校務用のパソコンの取得でございます。

議案第55号について、取得する財産の種類、名称及び数量ですが、種類は物品、名称は大樹小学校パソコン教室用パソコン、数量はデスクトップ型41台ほか一式。

取得金額は1,203万1,200円。

取得の方法は、北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業による譲渡。

取得の相手方は、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合組合長、田岡克介でございます。

議案第56号で取得する財産の種類、名称、数量ですが、種類は物品、名称は大樹小学校校務用パソコン、数量は、ノート型20台、デスクトップ型1台ほか一式。

取得の金額は706万3,200円。

取得の方法は、北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業による譲渡。

取得の相手方は、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合組合長、田岡克介でございます。

この備荒資金組合の防災資機材譲渡事業とは、市町村が必要とする防災資機材やパソコンなどを備荒資金組合が肩がわりする形で購入し、市町村は組合と譲渡契約を締結し、その代金を5年以内に支払うという制度であります。利率が低いことや、必要とする物品の調達手続を市町村が主体となって行うことができるため、本町でも総合住民情報システムなどの導入で利用した実績がございます。

参考といたしまして、納入期限はいずれも7月31日まで。

備荒資金組合への譲渡代金支払い期限は平成29年度までの3年で、この件に係る債務負担行為につきましては、3月の定例会でお認めをいただいております。

また、本物品の納入業者は、管内3企業による指名競争入札の結果、2件とも帯広市の丸藤井株式会社道東支店となっております。

なお、関係条例の抜粋をそれぞれ議案下段に記載しておりますので、内容をご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、一括議題となっております3件の議題について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之君

このロータリー車はもともと大樹にはなかった、1台あったよね。これは売却するのか何をするのか、そこら辺、まず一つ、お伺いをいたします。下取りをしないで、そのまままだ使うのかということでしょう。入れ替えるのだから、多分、下取りするのだらうと思うのだけれども、それはどういうふうになっているのか、お聞かせをいただきたい。

それから、学校のほうですが、これ、1台単価にするとどのぐらいになるの、現実的には。これ、地元業者ではだめなのですか。指名というか、それができない方式なのか、業者は選

べないのか。これ、ちょっと僕らも勉強不足な部分があって、多分、譲渡ですから、そこが指名して入札をして、町がそれをリースというか月賦で払うという方式だろうと思うのだけれども、地元で使うものを自分方で選ぶことができないでやっているのかどうか。これは地元業者も、パソコンを売っている会社もあれば、事業をやっている方もいるのだろうというふうに思うのですが、ここら辺はどういうふうな流れになっているか、お聞かせをいただきます。

○議 長

小森建設課長。

○小森建設課長

今回のロータリー車の関係でございますけれども、今現在使用しているHKロータリーというものがございまして、こちらのほうを今現在使用しております。処分方法につきましては、下取りの価格を調べたところ、10万円程度ということでございましたので、内部で協議いたしまして、まず、町内業者等に公募をかけまして、複数であれば入札を予定しております。もし応募がなければ、インターネット等を利用して競売といいますか、オークション的なものを予定したいなと思っております。もし落札がなかった場合につきましては、町内の中古業者のほうに引き取ってもらうというような形で今のところ考えております。

○議 長

吉岡学校教育課長。

○吉岡学校教育課長

まず、パソコンの単価でございます。入札段階では総体的な金額で入札されますので、その段階での1台単価というのは出ませんけれども、仕様の段階では、デスクトップ型で10万1,500円の仕様となっております。ノート型では14万1,600円の金額の仕様となっております。

それから、指名の関係ですけれども、ウィンドウズの導入で富士通のモデルでございます。掲載はウィンドウズでございますけれども、富士通のモデルの仕様としてございますけれども、代理店がその3社ということで指名させていただいております。（発言する者あり）地元で代理店になっているところはないと思っております。

○議 長

安田清之君。

○安田清之君

富士通、扱っている業者は大樹にいないということでもいいのですね。そういうふうに理解してよろしいですね。富士通の機械を扱っている会社はいないというふうに、代理店でなければだめなのですか。そこだよ、現実的に。代理店でないと入札ができないのでと、これ、横暴だよ。ここら辺はどういうふうになっているの。電器店は電器を売る商売をやっているんだろう、パソコンも含めて。商売をやっているところがだめだといったら、代理店でなければ、それでは店というのは代理店ではないの。小売店だからだめという理解をしてよろし

いのですか。どういうふうに理解を私はずればよろしいでしょう。現実的にわかりません。代理店、特約店、いろいろあります。だから、代理店でないと、これは入札をさせないというふうに理解をしてよろしいのかというふうに聞いておるのですから、それを答えてください。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業につきましては、財政もかかわってございますので、私、総務課から若干の補足説明をさせていただきます。

パソコン教室用のパソコンにつきまして、並びに校務用のパソコンにつきましてなのですが、パソコン本体を扱っている業者というのは多数ございます。もちろん町内でも扱えるのですけれども、特定の性能に改造させるとか、そのシステムをセットアップ、なおかつネットワークを組ませると、そういうことを町内でやっていただける業者がなかったものですから、ものと設定業務を分けることによって割高になるということがございまして、周辺、そういった学校関係のパソコンネットワークシステム等を管内で担当しています3社、なおかつ富士通の機械を指定したものでございますから、そこを取り扱える3社ということで、管内3社を選定させていただきました。おっしゃるとおり、残念ながら町内では、その設定のところまでやっていただけるといところがございませんでしたので、こういった形での入札執行という形をとらせていただいたものでございます。ご理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之君

機械としては売っていますよと。接続ができませんよと。では別々にしたらいいのでないの。富士通とか何か、来ているでしょう、うち、コンピュータ屋。つなぐこともできる、ソフトもできるんだよ。それを何でやらないのですか。同じ業者、3社しかいないんだよ、これ、現実的に今、代理店というのは。育成業者を全然育成できない、うちのまち、こういう入札方法を考えていると。やはり僕は、お願いをするのは、町民の血税をいただいて、そういうものに投資することは、僕はだめだとは言いません。していただきたいと思っております。子どものためのことですから、これは反対しません。しかしながら、入札方法がどうも大手偏り。官公庁の思いのまま、我々の意見がなかなか通らない。僕はそれを直してほしいと思っております。いいですか。ズコーシャだって接続ぐらいできるはずですよ。そうですよね。プログラムをつくって全部やっているのだから。うちは何億円も払っておるのだから、全部含めると、ズコーシャに。そうしたら、それはどうですか、これはどうですかとやることによって、高くなるか安くなるかは別として、計画の中で、少なくとも、このぐらいの高さなら地元業者にやって、少しでも利益を上げていただいて、町税、町民税、固定資産税いただきましょ

うと。この方は、受け取っても固定資産税も税金も払いません。そうですね。払っていかないでしょう。ですから、今後お願いしておくのは、入札に入る場合は大樹に支店を設けること、税金を納めない業者は指名しない、このぐらいやるお考えは、多分できないと思うのだけれども、そのぐらいの気持ちを持って臨んでいただきたい。これ、毎度やりますから、今度、現実的に。ここら辺はやっぱり住民が、新しい町長さんになった、期待をかけています、現実的に。役場が変わったぞ、町長がかわったらこんなに変わったのだと。物事のやり方も、それは全部100%できないにしても、少しずつ手を加えていただいて、我々に心を加えていただいているのだというふうに思えるまちをつくっていただきたい。そのためには、総務課長、企画課長、頑張ってくださいというふうに思いますので、特にお願いして、また聞きますので、よろしくどうぞ。これで終わります。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

杉森俊行君。

○杉森俊行君

議案第54号のロータリー車のことなのですが、私たちは業者でないので、歩道をやっているロータリー車のことをいうのか、国道をやっている大きいのをいうのか、そして草刈りもついていますよというだけで説明されても、ちょっと納得というか、考えが及ばないのです。それであれば、納入が11月というようにさっき答弁であったと思いますので、できましたら、同じようなモデルがありましたら、写真か何かで、後でよろしいのですけれども、こういうような形の形式で、冬はこのように除雪ができますよ、夏はこういうふうに草刈りができますよというような写真とか何かで提示をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議 長

小森建設課長。

○小森建設課長

今回導入するロータリー車でございますけれども、今、現状で持っているロータリー車とほぼ同等程度の除雪車でございます。内容もほぼ同じく、冬場はロータリー除雪で、主に歩道の除雪、それから、除排雪の補助的な排雪、それから、夏場におきましては、草刈り装置に付け替えまして、道路の草刈り等に使うものでございまして、現状のものでよければ写真がございまして、もし現状のもので同等程度のものが同じような機種でございましたら、業者のほうに問い合わせまして、資料のほうを後ほどご提供したいなと思っております。

○議 長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

多分それは小さいロータリーのことを言っていると思うのですね。だから、大きいものを使うのか、小さいものか聞いているだけで、別にあるのであれば、その写真を見せても

らえればいだけの話で、そんな深く考えていることではありませんので。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

議案第54号財産の取得について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第54号財産の取得についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第55号財産の取得について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

次に、議案第55号財産の取得についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第56号財産の取得について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

次に、議案第56号財産の取得についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議 長

以上で、本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

よって、平成27年第3回大樹町議会臨時会を閉会します。

閉会 午後 2時10分